

船舶の安全運航確保のための合意事項

制定 平成 29 年 6 月 2 日

最終改正 令和 3 年 7 月 27 日

本合意事項は「石狩湾新港安全対策協議会」会則第 2 条の石狩湾新港港内及びその境界付近における船舶交通の安全確保並びに海洋の汚染防止を図るため、次の事項について合意し、実施するものとする。

令和 3 年 7 月 27 日

石狩湾新港安全対策協議会

1 錨泊の基準について

石狩湾新港は、港内の泊地が狭隘であること、港域内外とも底質が砂であり走錨の危険性が高いことから、港域内外の衝突事故等を防止し、港湾機能を維持するため、原則として錨泊不可とし、例外的に錨泊可能な船舶の基準を別紙に示すとおりとする。

2 関係法令等の遵守について

別紙基準により錨泊するときは、港則法等の関係法令に加え、「石狩、後志地域台風・津波等対策協議会」（事務局：小樽海上保安部）の安全対策要領に基づく措置を遵守すること。

別紙

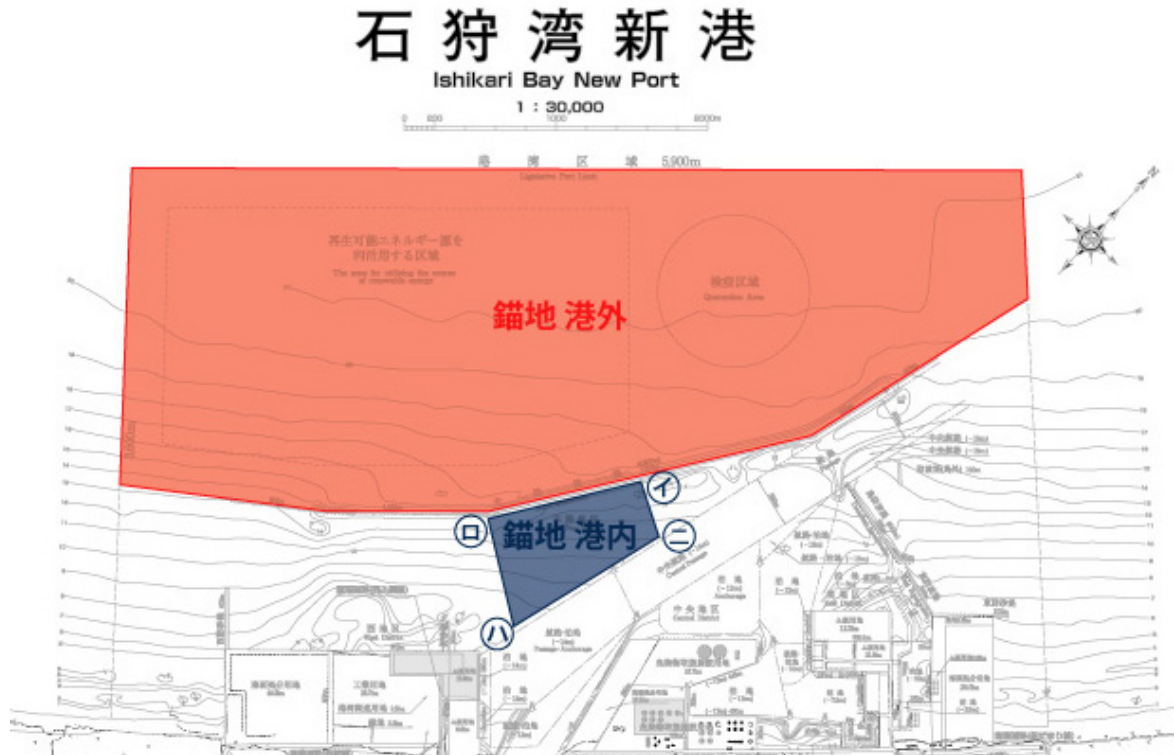
錨泊の基準

区分		錨泊可能な船舶の基準	
荒天避泊	港内 (第二体制を除く)	危険物船	次の全ての条件を満たすものであって、当該船舶の把駐力・振れ回りの計算書及び荒天時対応要領等をあらかじめ港湾管理者及び港長に提出した船舶 ・ 載貨重量トン数 (DWT) 2,000トン以内 ・ 全長77m以内
		その他の船舶	・ 載貨重量トン数 (DWT) 2,000トン以内 ・ 全長77m以内 ただし、可能な限り港内錨泊は避け、係留すること。
	港外	危険物船	錨泊不可
		その他の船舶	錨泊不可
荒天避泊以外	港内	危険物船	錨泊不可
		その他の船舶	次の全ての条件を満たす船舶 ・ 載貨重量トン数 (DWT) 2,000トン以内 ・ 全長77m以内

前記の基準表に用いる用語の定義は以下のとおりとする。

- 1 荒天とは、港長から注意喚起又は各体制が勧告された場合をいう。
- 2 港内とは、港湾区域のうち北防波堤及びその延長線より陸側の海域をいう。
- 3 港外とは、港湾区域（港内を除く。）のほか、港湾区域周辺の入港を目的とする錨泊が可能な海域をいう。
- 4 危険物船とは、港則法にいう危険物を積載した船舶をいう。

NACCS 施設コード 位置図



施設コード	施設名 (和名)	施設名
AO01A	錨地 港外	ANC OUTSIDE
AI01A	錨地 港内	ANC INSIDE

「錨地 港内」は、上図 (イ) から (ニ) までを順に結ぶ線により囲まれた海域を指す。

(イ) 北緯 43 度 12.9 分、東経 141 度 16.8 分

(ロ) 北緯 43 度 12.4 分、東経 141 度 16.4 分

(ハ) 北緯 43 度 12.2 分、東経 141 度 16.8 分

(ニ) 北緯 43 度 12.8 分、東経 141 度 17.0 分

新旧対照表（船舶の安全運行確保のための合意事項）

改正案	現 行
<p>1 錨泊の基準について 石狩湾新港は、港内の泊地が狭隘であること、港域内外とも底質が砂であり走錨の危険性が高いことから、港域内外の衝突事故等を防止し、港湾機能を維持するため、<u>原則として錨泊不可とし、例外的に錨泊可能な船舶の基準を別紙に示す</u>とおりとする。</p> <p>2 関係法令等の遵守について 別紙基準により錨泊するときは、港則法等の関係法令を加え、「石狩、後志地域台風・津波等対策協議会」（事務局：小樽海上保安部）の安全対策要領に基づく措置を遵守すること。</p>	<p>1 錨泊の基準について 石狩湾新港は、港内の泊地が狭隘であること、港域内外とも底質が砂であり走錨の危険性が高いことから、港域内外の衝突事故等を防止し、港湾機能を維持するため錨泊可能な船舶の基準を別紙に示すとおりとする。</p> <p>2 関係法令等の遵守について 別紙基準により錨泊するときは、港則法等の関係法令を加え、「石狩、後志地域台風・津波等対策協議会」（事務局：小樽海上保安部）の安全対策要領に基づく措置を遵守すること。</p>

新旧対照表（別紙）

改正案				現 行			
		区 分	錨泊可能な船舶の基準			区 分	錨泊可能な船舶の基準
荒天避泊	港内 (第一体制を除く)	危険物船	次の全ての条件を満たすものであって、当該船舶の把駐力・振れ回りの計算書及び荒天時対応要領等をあらかじめ港湾管理者及び港長に提出した船舶 ・ 載貨重量トン数 (DWT) 2,000トン以内 ・ 全長77m以内	荒天避泊	港内	危険物船	次の全ての条件を満たす船舶 ・ 総トン数 (GT) 1,000トン以内 ・ 載貨重量トン数 (DWT) 2,000トン以内 ・ 全長92m以内
		その他の船舶	・ 載貨重量トン数 (DWT) 2,000トン以内 ・ 全長77m以内 ただし、可能な限り港内避泊は避け、係留すること。			その他の船舶	同上 ただし、可能な限り港内避泊は避け、係留すること。
	港外	危険物船	錨泊不可	港外	危険物船	錨泊不可	
		その他の船舶	錨泊不可		その他の船舶	錨泊不可	
荒天避泊以外	港内	危険物船	錨泊不可	荒天避泊以外	港内	危険物船	錨泊不可
		その他の船舶	次の全ての条件を満たす船舶 ・ 載貨重量トン数 (DWT) 2,000トン以内 ・ 全長77m以内			その他の船舶	次の全ての条件を満たす船舶 ・ 総トン数 (GT) 1,000トン以内 ・ 載貨重量トン数 (DWT) 2,000トン以内 ・ 全長92m以内

前記の基準表に用いる用語の定義は以下のとおりとする。

- 1 荒天とは、港長から注意喚起又は各体制が勧告された場合をいう。
- 2 港内とは、港湾区域のうち北防波堤及びその延長線より陸側の海域をいう。
- 3 港外とは、港湾区域（港内を除く。）のほか、港湾区域周辺の入港を目的とする錨泊が可能な海域をいう。
- 4 危険物船とは、港則法にいう危険物を積載した船舶をいう。

前記の基準表に用いる用語の定義は以下のとおりとする。

- 1 荒天とは、次の場合をいう。
 - (1) 石狩、後志地域台風・津波等対策協議会による注意喚起または各体制が発表された場合。
 - (2) 気象・海象及び自船の能力を勘案し安全を確保するために船長が錨泊を判断した場合。
- 2 港内とは、港湾区域のうち北防波堤及びその延長線より陸側の海域をいう。
- 3 港外とは、港湾区域（港内を除く。）のほか、港湾区域周辺の入港を目的とする錨泊が可能な海域をいう。
- 4 危険物船とは、港則法にいう危険物を積載した船舶をいう。